

一般社団法人さんぴこ保育園  
定款



平成31年4月1日 変更

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人さんびこ保育園と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県三郷市に置く。

### (目 的)

第3条 一般社団法人さんびこ保育園（以下「当園」という。）が第二種社会福祉事業として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

### (事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### （1）第二種社会福祉事業

##### （イ）保育所の経営

##### （ロ）地域型保育事業の経営

#### （2）その他前条の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 社 員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事の過半数の決定において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 2 総社員が同意したとき
- 3 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第3章　　社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事の選任又は解任
- 3 理事の報酬等の額又はその規定
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分の承認
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定期社員総会について毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

② 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 社員の除名
- 2 定款の変更
- 3 解散
- 4 その他法令で定められた事項

#### (議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 議事録作成者は、前項の議事録に署名または記名押印する。

### 第4章 役員

#### (役員の設置)

第19条 この法人は、理事3名以上を置く。

② 理事のうち1名を代表理事とする。

③ 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とすることができる。

#### (役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

② 代表理事及び業務執行理事は、理事の過半数の決定によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表

し、その業務を執行し、業務執行理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

## 第6章 資産及び会計

(財産の構成)

第25条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第26条 当法人の財産は、代表理事が管理し、その方法は、理事の過半数の決定を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第27条 当法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 6 財産目録

(剰余金の分配の禁止)

第31条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第33条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第35条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

### (定款に定めのない事項)

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

上記は当法人の原本と相違ありません。

一般社団法人さんびこ保育園

代表理事 美田智幸

